



陳情30第 6号

辻堂市民センター・公民館、消防出張所等再整備について、市当局の手続き上の瑕疵又は問題があったことを認めるよう求める陳情

【陳情項目】

辻堂市民センター・公民館、消防出張所等再整備に当たり、建設検討委員会における市当局の手続き上の瑕疵又は問題が存在したことについて認めるよう働きかけてください。

【陳情理由】

当再整備において、基本的な配置の方針が方向づけられたのは、開催が非公表とされていた頃の2015年8月26日第2回から同10月7日第3回までの建設検討委員会においてとなります。

2015年8月26日、第2回建設検討委員会にて、コンサルタント会社より日影上の問題と配慮から市民センター・公民館を北側に配置しない4つのパターンが示されました。地域委員A～E委員のうち、A委員より、市民センターは大通りに面するべきとの意見（パターン4）、B委員からはパターン3が有効という意見が示されました。委員長からは、パターン3の場合「（テニスコートの）騒音を計測したうえで、影響があまり大きくないと判断し住民に了解を受けたいという計画をしてほしい」、C委員からは、「（防音壁により）騒音を軽減できるのであれば、パターン3が良い」という意見でした。そこで、委員長より、敷地周辺自治会を代表するE委員に住民に対しての説明を求め、E委員はこれを了承されました。（~~誤植~~）（補足：パターン3は2017年6月28日に文書請求により、住民の知るところとなりましたが、2016年12月3日開催の、辻堂市民センター主催住民ワークショップで参加住民により提案された南側配置案と酷似していました）

8月26日以降、E委員は直接的に影響を受ける辻堂海岸団地の住民に対し意見集約を求めるべく当時の辻堂海岸団地等の自治会長に説明を行い、1号棟、2号棟から緊急アンケートを取ることとなりました。

しかしながら、次の第3回建設検討委員会では、E委員からの住民説明の報告や市当局によるパターン3を不採用とする説明や理由もなく、コンサルタントからは、パターン1～4にない市民センター・公民館を北側に配置する詳細な検討案が示されました。

後の住民説明会等において市当局は、北側配置にした理由について、辻堂海岸団地1号棟、2号棟にて取られた緊急アンケートの一部意見と思われる諸問題も挙げています。

その緊急アンケートですが、集められたのが9月14日夜あるいは15日朝であることから、15日以降に建設検討委員会又は市当局に届けられたと考えられます。しかし、9月16日朝10時から開催の市当局と市民代表（委員長、A、C、D、E委員）とコンサルタントの打合せには、具体的な各階平面図を含む、北側配置案がコンサルタントより示されました。

つまり、市当局は、E委員による当該住民への説明あるいは緊急アンケートの実施以前に、コンサルタントへ新たな北側配置案の作成を依頼されたこととなります。そして、作成後に、北側配置（消防出張所を南側）とした理由づけのために、緊急アンケートの一部意見を利用されたと推測されます。

2017年9月議会総務常任委員会で、緊急アンケートについて、市当局の認識では建設検討委員会あるいは市当局からの求めたものではないものとされています。さらに緊急アンケート用紙の中身は、北側配置はない前提であり、市当局がそれをもって北側配置を正当化できるものではありません。また、北側配置案作成当時、委員等意見以外に、周辺住民の意見をとったアンケートはこのほかにありません。

最初の辻堂全体への住民説明会が開かれるまでの第3回から第5回までの建設検討委員会では、日影の問題よりも駐車場の確保に関する課題解決が中心となっていきます。第2回建設検討委員会で委員長

及び C 委員から提案のあった、テニスコートの騒音が懸念される場合の騒音計測の検討、防音壁の設置の検討の過程も市当局には見られません。

2015 年 11 月 28 日辻堂全体説明会にて、市当局により北側配置で駐車場台数の異なる A,B,C の 3 案が示されました。周辺住民等複数人からの日影の問題の指摘（北側に建てられないと聞いた、テニスコートを北側にセンターを南側にして日照を確保等）がされたこともあり、2016 年 1 月 13 日開催第 6 回建設検討委員会で地域 E 委員より南北を入れ替える提案が出ました。

北側配置案の理由としても一つ挙げられたのが、消防出張所からの音の回避です。消防出張所の設置へ反対する意見があることを根拠に消防出張所を辻堂海岸団地から離れた南側に配置し、市民センター・公民館を北側にしたということでした。実際、2015 年 11 月 28 日最初の辻堂全体説明会、2016 年 1 月 16 日開催周辺 7 自治会との意見交換会、2016 年 2 月 20 日開催第 2 回全体説明会までに重複合めて地域住民総勢 120 名程度参加し多くの住民からは、消防出張所そのものの設置に対する反対意見が出ました。しかし、その理由の多くが、小中学校の通学の安全性と授業への音の問題、津波の影響の恐れのある地域であること、高砂交差点の渋滞を懸念することでした。生活への音の問題もありえますが、消防出張所を南側へ配置することで上記のような問題の解決を納得されるわけではありません。

2016 年 1 月 16 日開催の周辺 7 自治会との意見交換会では、「今後（南北）図面を入れ替えて提案させてほしい」同 2 月 20 日開催の第 2 回辻堂全体説明会では、「今後も変えられる」と回答しながら、その後そのような案は住民に示されず、2016 年 9 月 22 日開催の全体説明会で平成 27 年度中に基本構想が策定され、北側配置となったことを宣言されました。今日まで住民に真面目に向き合うことなく押し進められた結果、様々な議論を呼び、依然として周辺住民の理解を得られない結果を生んでいます。

以下に、市当局の手続き上の瑕疵又は問題と思われる事項をあげます。

・パターン 3 の有効性について、周辺住民への説明結果を確認する以前に、新たな北側配置案の作成をコンサルタントに依頼したこと。

・パターン 3 を検討するための、騒音計測や、防音壁の検討の経過が見られないこと。

・北側配置作成に至る判断のもととなる住民からの意見集約を怠ったこと。

・建設検討委員からの意見、意見交換会、説明会等での住民からの意見により、別案を作成すると言いつつながら、基本構想をまとめるまでの間に、なんら住民に南北入替案などの別案を提示しなかったこと。

・配置計画を方針づける重要な時期に建設検討委員会を非公表とし、実質、建設検討委員のみで進められ、直接的な影響を受ける周辺住民の声が十分に生かされなかったこと。

・基本構想初期～基本設計に至る各段階で、周辺住民にとって日影の問題に関する声が大きかったにも関わらず、日影の問題よりもテニスコート、消防出張所の音の問題を優先したこと。

以上のようないずれかの事項において、市当局の手続き上の瑕疵、又は問題があることを市当局に認めて頂きたいとお願いいたします。

2018 年（平成 30 年）6 月 4 日

住所 藤沢市辻堂西海岸 2-1-2-43

氏名 辻堂海岸団地日影問題被害者の会

代表 高橋栄久子



藤沢市議会議長 松下 賢一郎 様

